

【様式 01】 高大連携公開授業シラバス

* 科目 No.	18103
----------	-------

1. 開設大学	広島修道大学 法学部	開講場所 (キャンパス・施設)	本学
2. 科目名	法律基礎A (裁判と法)		
	学問分野	番 号	21 名 称 法学
3. 担当教員	矢部恒夫		
4. 開講学期	前期・後期 週2コマ・通年・ <b>集中</b>		
4. 開講期間 (曜日) 開講時間	平成27年8月3日(月)～平成27年8月7日(金)		
	(8月3日:3-4限, 8月4日:2~4限, 8月5日:2~4限, <b>8月7日:2限</b> ) 2限 10:45~12:15 3限 13:05~14:35 4限 14:50~16:20		
6. 募集定員	10人(総授業定員 200人)		
7. 科目内容・ 授業計画	<p>毎日、さまざまなニュースが報道されていますが、その中に、「裁判員裁判で懲役3年の実刑が言い渡されました。」「損害賠償として500万円を支払うよう命じられました。」という、いわゆる司法関係も数多く含まれています。</p> <p>テレビの番組にも法律相談・問題を扱うものがあったり、ニュースやワイドショーで弁護士(元検察官や元裁判官を含む)がコメンテーターとして発言したり、法律に関する関心を前提とした番組編成がされています。</p> <p>日常的に生じるさまざまなもめごと(紛争)のすべてが法律で解決されるわけではなく、また、それが求められているものではありません。しかし、裁判は、紛争を法的に解決する制度として存在し、機能しています。</p> <p>この授業では、裁判とは何か、裁判は誰がどのようにかかわっているか、裁判にはどのような種類があるか、といったことから、市民参加の「裁判員制度」、トラブルの駆け込み窓口である「法テラス」、裁判ではない紛争解決をめざすADRをも取り上げながら、考えていきます。裁判という紛争の法的解決手段について関心を持ち、理解するための学習へのきっかけになることをめざします。</p> <p>第1回 裁判と法について 第2回 裁判所と裁判に携わる人々 第3回～第5回 民事裁判(行政訴訟、労働裁判を含む。) 第6回・第7回 刑事裁判、裁判員制度 第8回 ADR、法テラス</p>		
8. 受講料	なし		
9. 別途負担費用	(テキスト代・実習料等) なし		
10. 学習記録	交付する		<input type="checkbox"/> 交付しない
11. 科目等履修生	受け入れる		
	単位数	単位	
	受入学年	高校 年生以上(二次募集時 年生)	
	試験・評価		
特記事項			
12. 開講条件※1 あり・ <input type="checkbox"/> ない	① 最少開講人数( 人) ② 不開講通知日 (7月17日(金)以前の開講科目は3月末まで/7月18日(土)以降の開講科目は6月末まで)		
13. その他特記事項	受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと 授業で参照する法令集はそのつど貸与します。 <b>8月7日(金)2時限目に筆記試験を実施します(高校生は希望者のみ)。なお、授業は5日(水)で終わり、試験は中1日おいて7日(金)実施します。予定管理をしっかりとってください。</b>		
14. 開設大学への 交通手段	<a href="http://www.enica.jp/">http://www.enica.jp/</a> から開設大学のホームページにジャンプして確認してください。		

※1 申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。